委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	新潟県	
3. 市区町村名	見附市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	67-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm	

執行機関名 見附市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	軽・中等度の難聴児に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		見附市個人情報保護条例(平成11年見附市条例第21号)別表第1 3の項 軽・中等度の難聴児に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四 号)	見附市軽·中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成25年見附市告示第107号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>精神又は身体に障害を有する児童</u> について特別児童 扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉 手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特 別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目 的とする。	第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない <u>軽・中等度難聴児</u> の補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進し、もつて <u>福祉の増進</u> を図るため、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		見附市軽·中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成25年見附市告示第107号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	見附市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱第6条		
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	補聴器購入費の助成申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	見附市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱第2条第3項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	対象児及びその属する世帯の世帯員に係る道府県民税に関する情報		

<i>1</i> ++- →-	
1億多	
11)#1	
0119 2	